

平成25年（2013年）9月24日

豊 中 市

豊中市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

建設工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成25年10月1日から豊中市暴力団排除条例が施行されます。建設工事等の受注に際し、豊中市と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

記

- 1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）
- 2 様式 別紙（元請用、下請用）
- 3 提出期限
 - <建設工事>
 - ・一般競争入札案件の元請負人は、事後審査の段階で、公告文に示す日時までに市へ提出
 - ・上記以外の案件の元請人は、契約書を提出する際に市へ提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて市へ提出
 - <物品購入、委託業務>
 - ・受注者は、契約書を提出する際に市へ提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収
 - ・市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間（2年又は1年＋改善されるまで）入札参加除外措置を行い、公表
 - ・下請負人等で市の入札参加資格を有していない場合、一定期間（2年又は1年）公表
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
 - ・市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、3カ月の入札参加停止

6 誓約違反の措置を適用する範囲

- ・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
- ・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

7 実施日 平成25年10月1日

（この取扱いは、平成25年10月1日以後に入札・契約手続きを行うものから適用する。）

8 F A Q

誓約書の提出に関する質問については、F A Qのとおり。

問い合わせ先

豊中市総務部 契約検査課 契約係

TEL : 06-6858-2075・2076